

委託番号	7425
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 心臓検診業務委託（単価契約）
- 2 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 履行場所 市内小中学校32校（別紙一覧表のとおり）
- 4 積算方法
検診対象者数をもとに、1人当たりの検診料単価を見積もること。
- 5 支払方法
契約単価に検査を実施した人数を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えて、業務の完了確認後、一括して支払うものとする。
- 6 検診対象者
 - (1) 問診
全児童・生徒
小学校 11, 286人（見込み）
中学校 5, 603人（見込み）
 - (2) 第1次検診
 - ① 全員方式
すべての小学校1・4年生及び中学校1年生
小学校 3, 679人（見込み）
中学校 1, 858人（見込み）
 - ② 選別方式
小学校2・3・5・6年生及び中学校2・3年生のうち、「心臓検診調査票」に基づき抽出された者
小学校 200人（見込み）
中学校 200人（見込み）
- 7 検診内容
学校保健安全法施行規則第7条（方法及び技術的基準）に基づく次の検査方法によるものとする。
 - (1) 問診調査
「心臓検診調査票」を用いて問診調査を行う。
 - (2) 第1次検診
省略心電図検査及び心音図検査を行う。
- 8 実施方法
 - (1) 検診は、各小学校・中学校で個別に実施することから、実施日程については、別添日程表によるものとする。ただし、日程に変更が生じた場合には、市教育委員会及び各学校と柔軟に調整を行うこと。
また、第1次検診の欠席者に対する予備検診日を市教育委員会と調整し、設けること。

- (2) 検診中は、特別な事情を除き、検査者及び受検者以外のカーテン内への出入りを制限すること。
- (3) 実施前に、養護教諭と打ち合わせし、対象児童生徒へ検診の説明を行うこと。

9 費用負担

- (1) 必要となる機材・備品等は、すべて受注者において負担すること。
- (2) 問診票・検査用紙及びその送付に係る費用は、すべて受注者において負担すること。

10 結果の報告

(1) 問診結果

受注者において問診票を回収し、後日指定の期日までに、第1次検診受検者数を市教育委員会及び各学校へ報告すること。

(2) 検診結果

受注者は、業務終了後速やかに結果報告書を市教育委員会及び各学校長あてに各1部ずつ作成し、送付すること。

11 事故及び損害があった場合

検診で生じた事故及び損害に関しては、草加市に故意又は重大な過失がない限り、受注者とその責任において相応の負担を負うものとする。

12 その他

- (1) 仕様書に関し疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

13 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先（同等品以上の代替物の協議に関すること）
草加市教育委員会 教育総務部学務課保健給食係 藤倉
電話048（922）2685（直通）

履行場所一覧表

	学校名	住 所	電話番号
1	草加小学校	草加市住吉1-11-64	927-3568
2	高砂小学校	草加市中央1-2-5	924-3425
3	新田小学校	草加市旭町6-12-11	941-3087
4	谷塚小学校	草加市谷塚仲町440	925-2422
5	栄小学校	草加市松原1-3-2	941-2164
6	川柳小学校	草加市青柳7-27-10	931-5025
7	瀬崎小学校	草加市瀬崎2-32-1	924-9656
8	西町小学校	草加市西町270	924-7245
9	新里小学校	草加市新里町759	924-7248
10	花栗南小学校	草加市花栗4-3-1	941-2854
11	八幡小学校	草加市八幡町65	936-6293
12	新栄小学校	草加市新栄4-959	941-2189
13	清門小学校	草加市清門3-37-1	941-6755
14	稲荷小学校	草加市稲荷5-11-1	936-5855
15	氷川小学校	草加市氷川町448	928-6771
16	八幡北小学校	草加市八幡町1148	936-0773
17	長栄小学校	草加市長栄1-762	942-9874
18	青柳小学校	草加市青柳3-17-1	931-0899
19	小山小学校	草加市小山2-8-1	941-1701
20	両新田小学校	草加市両新田西町55	927-8411
21	松原小学校	草加市松原4-2-1	941-3214
22	草加中学校	草加市氷川町2179-4	925-5201
23	栄中学校	草加市松原3-7-1	941-2587
24	谷塚中学校	草加市谷塚上町62	925-2421
25	川柳中学校	草加市青柳7-35-1	931-5827
26	新栄中学校	草加市新栄1-33	941-5034
27	瀬崎中学校	草加市瀬崎5-3-1	927-6297
28	花栗中学校	草加市花栗4-15-12	941-5833
29	両新田中学校	草加市両新田西町368-1	924-5051
30	新田中学校	草加市長栄1-767	942-9872
31	青柳中学校	草加市青柳8-58-10	936-4001
32	松江中学校	草加市松江3-14-33	936-9903

令和6年度心臓検診日程

実施日	午前(9時から)			午後(1時30分から)		
	学校名	対象学年	受診予定数	学校名	対象学年	受診予定数
5月 8日(水)	①西町小	1・4年	178	松江中	1年	123
	②氷川小	1・4年	182	両新田小	1・4年	149
5月 9日(木)	①八幡小	1・4年	200	八幡小	1・4年	21
	②栄小	1・4年	198	小山小	1・4年	134
5月10日(金)	①稻荷小	1・4年	153	新田小	1・4年	137
	②川柳小	1・4年	151	八幡北小	1・4年	132
5月13日(月)	①高砂小	1・4年	200	高砂小	1・4年	48
	②新里小	1・4年	200			
5月14日(火)	①長栄小	1・4年	153	松原小	1・4年	147
	②花栗南小	1・4年	192	青柳小	1・4年	108
5月16日(木)	①谷塚小	1・4年	200	谷塚小	1・4年	8
	②草加小	1・4年	200	草加小	1・4年	16
5月17日(金)	①瀬崎小	1・4年	168			
	②新栄小	1・4年	104			
5月21日(火)	①清門小	1・4年	200	清門小	1・4年	34
	②両新田中	1年	160			
5月22日(水)	①谷塚中	1年	168	川柳中	1年	106
	②青柳中	1年	137			
5月24日(金)	①花栗中	1年	147	新田中	1年	149
	②新栄中	1年	200	新栄中	1年	8
5月28日(火)	①草加中	1年	200	草加中	1年	20
	②瀬崎中	1年	201	栄中	1年	135
予備日	6月14日(金) 草加市中央公民館3階 第1・2講座室 受付AM9:30~AM11:00					
予備日	6月28日(金) 草加市中央公民館3階 第1・2講座室 受付AM9:30~AM11:00					

※1 全日2班体制。午後の受診予定者が多い学校は、2班合同で実施します。

※2 児童生徒数の多い学校は、午前実施人数200~210人を目途とし、午後実施分を少なくします。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人

情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。